地域限定正社員規程（ひな形）

（目　　的）

第1条 この規程は、地域限定正社員制度の労働条件を定めたものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、地域限定正社員に適用される。

2. この規程に定めのない事項については、通常の正社員（以下単に「正社員」という）に適用される就業規則および労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（転　　勤）

第3条 地域限定正社員の転勤の可否および範囲は以下から選択できる。

（1） 同地域内の転勤は可能（転居を伴う場合もある）

（2） 転居を伴わない転勤は可能

（3） 転勤不可

（正社員から地域限定正社員への転換）

第4条 正社員が、家庭の事情その他の私的事由により、一定期間あるいはその時点以降定年まで、地域限定正社員への転換を希望し、事前に地域限定正社員転換申請書を提出した上で、会社がその事由を精査して相当と認められる場合にはこれを認める。なお、地域限定正社員については、第3条により限定された地域以外の転勤命令は行わない。

2. 前項に定める地域限定正社員への転換を希望する場合の一定期間は、1年を下回らないものとする。

（地域限定正社員から正社員への転換）

第5条 地域限定正社員として〇年以上継続勤務し、正社員への転換を希望する者について、所属長の推薦がある場合には、会社は登用試験を実施し、その合格者を正社員に登用する。

2. 前項の登用試験は、毎年〇月末日までに、所属長の推薦状を添付した本人の申込書を受け付けて、原則として翌年△月に実施し、その合格者について□月1日付で登用する。

（転換回数）

第6条 転換した正社員および地域限定正社員は、原則として、その後〇年間は転換をすることができない。また転換は、在職中〇回を限度とする。ただし、会社が特別に認めた場合はこの限りではない。

（勤務場所に特約がある場合の解雇事由）

第7条 地域限定正社員について、限定する勤務場所が閉鎖等により勤務することができなくなった場合は、会社は地域限定正社員に対し、当該特約を解除したうえで他の勤務場所において勤務することの申込みをするものとする。

2. 前項の申込みは、当該社員の希望を聴取した上で行うものとする。ただし、希望通りの勤務場所で勤務することを約束するものではない。

3. 第1項の申込みを実施後、他の勤務場所における勤務について、本人の承諾が得られなかったときは、解雇する。

（賃　　金）

第8条 地域限定正社員の賃金および賞与は、賃金規程に定めるとおりとする。

（退職金）

第9条 退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正社員として勤務した期間に、地域限定正社員として勤務した期間を通算する。

（付則）

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。